

総務政策委員協議会記録

開会年月日	令和5年8月30日
開会時刻	午前10時22分
閉会時刻	午前11時20分
出席委員名	◎岡田善行 ○大西要一 川口浩 久保真
	鈴木豊司 西山則夫 浜口和久
	品川幸久 議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	中谷圭佑
協議案件	1 (仮称)伊勢市郷土資料館の整備について
	2 いせ市民活動センターの指定管理について
	3 公民館等集会施設の譲渡等に関する方針(案)について
	4 つり銭準備金の盗難に係る経過について《報告案件》
	5 戸籍住民課窓口業務の民間委託業者の決定について《報告案件》
	6 賓日館の指定管理について《報告案件》
	7 所管事業の令和5年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について
説明員	総務部長、総務部参事、収納推進課長
	危機管理部長、情報戦略局長、情報戦略局次長、文化政策課長
	資産経営部長、資産経営部参事
	環境生活部長、環境生活部参事、市民交流課長、戸籍住民課長
	産業観光部長
	二見総合支所長
	教育長、事務部長、学校教育部長、教育委員会事務局参事
	その他関係参与

協議経過

岡田委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに議事に入り、協議案件として「(仮称)伊勢市郷土資料館の整備について」外5件を協議した。

次に「所管事業の令和5年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」を協議し、実施することを決定し、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時22分

◎岡田善行委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、御手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【(仮称)伊勢市郷土資料館の整備について】

◎岡田善行委員長

それでは、「(仮称)伊勢市郷土資料館の整備について」を御協議願います。

当局から説明を願います。

情報戦略局長。

●鳥堂情報戦略局長

本日は御多用の中、総務政策委員会に引き続き、総務政策委員協議会をお開きいただきまして誠にありがとうございます。

御協議をお願いします案件につきましては、ただいま委員長から御案内がありました、「(仮称)伊勢市郷土資料館の整備について」を含め、協議案件が3件、報告案件3件の計6件でございます。

詳細につきましては、各担当から御説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

◎岡田善行委員長

文化政策課長。

●増田文化政策課長

それでは、「(仮称)伊勢市郷土資料館の整備について」御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。最初に「1. 郷土資料館に関する経緯」でございますが、郷土資料館は当初、昭和60年に本町の旧山田郵便局電話分室内に設置し、平成6年からは岡本3丁目の市立図書館移転後の建物に設置いたしました。その後、建物の耐震強度不足により平成23年に閉館し、平成24年から小俣総合支所に郷土資料コーナーを設置し、一部資料の展示を行ってまいりました。そして本年7月3日、総務政策委員協議会におきまして、いせ市民活動センター北館2階に郷土資料館を再整備することについて、御協議賜りました。

本日は、その協議を踏まえ、今後の整備スケジュールの予定につきまして、新たにお示しさせていただきます。

「2. 今後のスケジュール（予定）」を御覧ください。本日御協議賜りました後、9月定例会へ議案を提出いたしたいと考えております。議案の内容としましては、郷土資料館の基本計画策定に関する予算と、基本計画策定委員会設置に関する附属機関条例の改正でございます。

その後、これらの議案についてお認めいただけましたら、10月に基本計画策定委員会を設置し、基本構想、基本計画の審議を来年度にかけて行い、パブリックコメントを実施の上、8月頃を目途に基本構想、基本計画を策定し、建物改修設計と展示設計に着手いたします。

令和7年度には建物改修工事と展示製作工事を行い、年度内の開館を目指したいと考えております。

以上、「(仮称)伊勢市郷土資料館の整備について」御説明申し上げます。御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎岡田善行委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。

川口委員。

○川口浩委員

伊勢市郷土資料館の整備についてお考えが示されてから、市民活動センターの登録団体への説明会があったというふうに聞いております。

そこで、登録団体の参加された方々のどういう反応、受け止めがあったのか、それに対して、どう市としてお答えになったのかというのをちょっと教えていただければと思います。

◎岡田善行委員長

市民交流課長。

●小林市民交流課長

前回の総務政策委員協議会の翌日になりますけども7月4日に、利用団体の方に説明会を実施させていただいたところです。

その中では、郷土資料館の設置について、市民活動センター、方針としては南館を活動

拠点とする、1階を貸し館として継続する、2階に郷土資料館を設置する、大きくはこの3つなんですけども、全体として、活動センターとして利用したいという御意見がございました。

それから、郷土資料館の整備については、公共施設マネジメントのこの計画の中でも、文化センターの計画がありながら、今整備するののかという御意見も確かにございました。

その他はですね、早く整備を進めるべきというお言葉も中にはいただいております。

そういったことで、賛否といいますか御意見としては、そういったものを頂戴したところでございます。以上です。

◎岡田善行委員長

川口委員。

○川口浩委員

今後、基本計画策定委員会を設置して進めていくということですが、郷土資料館の整備についてのことではあると思うんですけど、市民活動センターの機能だとか、そこに入っている団体の活動にも大きく影響してくることだと思いますので、例えば策定委員会のメンバーにはそうした団体の関係者の方を、代表者の方を入れるであるとかそういう御検討、お考えはありますか。

◎岡田善行委員長

文化政策課長。

●増田文化政策課長

こちらの策定委員会につきましては、郷土資料館の設置に関する基本構想と、基本計画の策定について調査審議を行うことを目的としております。委員構成としましては、学識経験を有する方等を想定しております。以上でございます。

◎岡田善行委員長

市民交流課長。

●小林市民交流課長

今、郷土資料館の整備のことで、委員説明ありましたが、市民交流課としまして、貸し館とする北館の1階、それから南館につきまして、経年劣化も進んでいる部分もでございます。ブースの見直し等も進めてまいりますので、そちらについては、現在の指定管理者のところにもいろいろ御意見が寄せられておりますので、そちらからも意見は聞きながら、計画を立てたいと思っております。以上です。

◎岡田善行委員長

川口委員。

○川口浩委員

そうしますと、確認になりますが、基本計画策定委員会には、登録団体や利用団体の方はメンバーとして入れないという考えでよろしいですかね。

◎岡田善行委員長

文化政策課長。

●増田文化政策課長

先ほど御説明申し上げましたとおり、委員構成としましては学識経験を有する方と想定しているというところでございます。

◎岡田善行委員長

川口委員。

○川口浩委員

郷土資料館のコンセプト、在り方についてなんですけれども、既に神宮関連の優れた施設も複数ございます。そうした中で、やはりオリジナリティー、独自性をどう出していくのか、その点が今後、開館を前提にしてですが、例えば来場者数だとかというところに響いてくると思うんですが、これも今後議論していくことであるかと思うんですが、その辺何かお考えはありますか。

◎岡田善行委員長

文化政策課長。

●増田文化政策課長

この郷土資料館につきましては、伊勢市の郷土史全般を紹介する、歴史博物館と位置づけをしております。神宮には、せんぐう館、それから徴古館・農業館といった博物館がございまして、神宮内の諸行事や御神宝、建築等を紹介しております。

一方、市の郷土資料館としましては、神宮外の歴史や行事を伝える役割があるものと認識をしております。そこには、お伊勢参りや恩師、お木曳行事と神宮に関連するものも含まれてまいります。

また、せんぐう館につきましては、郷土資料館のすぐ近くの立地ということもございまして、両方の館に御来訪をいただけるような、相乗効果を高められる工夫ができればと考えております。以上でございます。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

西山委員。

○西山則夫委員

今、川口委員からも少し質問が出たのであれですけど、郷土資料館の議論については随分時間をかけてきたんですけどあまり進捗がなかったという、この段階に来て郷土資料館の整備ということが出されてきたことについては評価をさせていただきたいと思っています。

川口委員も出されているんですけども、基本計画の策定委員会の設置を質問しようと思たらもう学識経験者で構成をされるということで御回答があったんですけど、今の現段階で想定する委員の人数があれば少し教えてください。

◎岡田善行委員長

文化政策課長。

●増田文化政策課長

人数につきましては、10人以内を想定しております。以上でございます。

◎岡田善行委員長

西山委員。

○西山則夫委員

多いか少ないかは別にしても、そのぐらいの人数で、学識経験者で中心に議論を進められていくかと思うんですけども、ぜひですね、新たに造っていく郷土資料館ですから、その議論のね、途中経過、どういったことを進めていくのか、いわゆるコンセプトですね、そこら辺もですね、逐次協議会へ報告をいただきますようにこれはお願いをしておきたいと思っております。

それで、以前ちょっと私違う、東京の昭島市へ会派の視察に行ってきたんですが、図書館と郷土資料館が併設をされておりまして、すばらしい設備になっていました。新しく建ったところだと思うんですけども、そういった意味で、いわゆるDXの要素なんかもね、加味した展示構成になっておりましたので、そういったことも含めて今後検討をしていただくようにもお願いをし、報告をいただきたいと思えます。

もう一つ、先ほど神宮博物館の話が出されておりましたが、私答弁されていたとおりですね、神宮ではなしに伊勢市に特化した郷土資料を中心的に扱っていただくことが肝要かなというふうに思いますので、ぜひそういう立場で議論をしていただくことは可能ですかね。

◎岡田善行委員長

情報戦略局次長。

●大西情報戦略局次長

御意見ありがとうございます。進捗の報告につきましては、適宜御報告させていただきたいと考えております。それから、DXの視点、それから伊勢市独自の郷土資料館という

コンセプトに関係してくることかと思えますけれども、基本構想、基本計画を策定する際にですね、そういった視点を併せ持って御意見いただきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

◎岡田善行委員長
西山委員。

○西山則夫委員

ありがとうございました。それとですね、伊勢市は以前から、全市博物館構想というのをうたっておりまして、それはまだ生きておると思うんですね。それで聞くところによりますと、古市の参宮記念館ですか、古市にあるところ、それから尾崎罌堂、それから河崎のところに資料館というのが造られているんですけども、そういった既存のところの扱いはどうするのか、少し考え方があればお示しをいただきたいと思います。

◎岡田善行委員長
文化政策課長。

●増田文化政策課長

今現在、古市の資料館や河崎商人館、それから尾崎罌堂記念館、山田奉行所記念館と4つの資料館を持ってありますが、それぞれテーマを持った資料館となっております。それぞれの場所でありましてか人物でありましてかを捉える資料館となっております。

今後、郷土資料館が整備となったときには、郷土資料館自体は伊勢市の総合的な歴史資料館ということにはなりますが、そういった他の資料館につきましても、展示内容の共通性、あるいは、展示資料に関しての行き来というところで、協働しながら、テーマを持ってそれぞれの間の内容を紹介をしていければというふうに考えております。以上です。

◎岡田善行委員長
西山委員。

○西山則夫委員

ありがとうございます。そういう既存のやつも活用しながらですね、やっていくということに理解をしていきたいと思うんですが、ちょっと総務政策委員会からは逸脱するかもわかりませんが、今言いましたそれぞれの施設ですね、それを通じて、観光客に対してルートの、そういったところを案内するというような構想も以前は示されていたように思うんですね。

ですからそこら辺を今度造るこの郷土資料館を核として、観光政策にどう生かしていくのかということもね、問われてくるというふうに思うんで、所管外になってもいいですか。

◎岡田善行委員長

簡潔にお願いいたします。

○西山則夫委員

そういうことの方がもしあればですね、少しお示しをいただきたいと思います。

◎岡田善行委員長

産業観光部長。

●佐々木産業観光部長

委員、おっしゃっていただくように市内には幾つか地域資源等々ございます。いろんな博物館、そういったところも含めまして、観光客が1時間でも1日でも長く滞在できるような観光政策を打っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

◎岡田善行委員長

西山委員。

○西山則夫委員

御期待させていただきます。ずっと忘れずに。

それですね、ちょっとスケジュールの関係でいくと、2年ぐらいかかるんですよこれ。それぞれ審議会等でいくこと、計画を策定していく、よく分かるんですけど、少し時間がかかり過ぎるというようなこの原因は何かありますかね。

◎岡田善行委員長

文化政策課長。

●増田文化政策課長

今回、新しく郷土資料館を整備するというので、最も基本となるコンセプトから始まりまして、展示の基本計画をつくり、建物に合わせた形での展示内容を具体的に計画していく。それから建物自体も、展示に合わせての改修が必要となってまいりますので、そういったところの兼ね合いから、どうしてもこのぐらいの期間がかかるということになっております。以上でございます。

◎岡田善行委員長

西山委員。

○西山則夫委員

ありがとうございました。多分、いろいろなことを初めてやることで、時間がかかると思うんですが、計画どおり進められることを期待して発言を終わります。

◎岡田善行委員長
他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長
御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【いせ市民活動センターの指定管理について】

◎岡田善行委員長
次に、「いせ市民活動センターの指定管理について」を御協議願います。
当局から説明を願います。
市民交流課長。

●小林市民交流課長

それでは、いせ市民活動センターの指定管理につきまして御説明いたします。
資料2を御覧ください。「1. 施設の名称及び所在地」については記載のとおりでございます。

「2. 業務内容」ですが、いせ市民活動センターの管理運営、施設の管理、それから、機能としての運営、こちら全般的に指定管理者において行っております。

「3. 指定期間」ですが、平成16年度に指定管理制度を導入した管理運営を開始しまして、表の左側に記載のとおり、現行の指定期間は、第7期目で令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間の指定期間となっております。次期、第8期の予定を右側に記載しております。令和6年4月1日から令和7年3月31日の1年間を予定しております。

この1年間の指定期間とすることにつきましては、「4. 指定期間の変更及び指定管理者」に記載しております。令和7年度以降の指定管理対象施設であります、いせ市民活動センターの北館2階の形態を、郷土資料館として変更していく予定でありますことから、指定管理期間は令和6年度の1年間とし、指定期間が短いことから、指定管理者の公募は行わず、現行の指定管理者である、特定非営利活動法人いせコンビニネットを指定したいと考えております。

なお、「5. 指定管理の状況」としまして、現行の第7期の指定管理の状況、また、令和3年度、令和4年度の利用者数を記載しております。

以上、「いせ市民活動センターの指定管理について」御説明申し上げました。御協議いただきますようよろしくお願いいたします。

◎岡田善行委員長
ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長
御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【公民館等集会施設の譲渡等に関する方針（案）について】

◎岡田善行委員長

次に、「公民館等集会施設の譲渡等に関する方針（案）について」を御協議願います。
当局からの説明をお願いいたします。
二見総合支所長。

●小森二見総合支所長

それでは、資料3を御高覧ください。「公民館等集会施設の譲渡等に関する方針（案）について」御説明申し上げます。施設類型別計画において、公民館等の集会施設は令和6年度までの第1期に譲渡することとなっており、資料裏面の38施設が対象でございます。このうち当協議会に関する施設は、No1三津コミュニティセンターから、No5今一色コミュニティセンターまでの5施設で、二見総合支所生活福祉課所管でございます。なお、対象となる自治会等へ計画の説明は2月から5月にかけて行いました。その際、地元からは様々な御意見や御要望等をいただき、その内容を踏まえ、今回の基本的な方針（案）を作成いたしましたので、御協議願いたく存じます。

それではまず最初に、「1 譲渡にあたっての基本的な考え方」でございます。（1）についてでございますが、市が所有する集会施設の建物及び土地については、現行の用途を継承することを条件とした上で、自治会等へ無償で譲渡することとしております。また、（2）についてでございますが、自治会等は、譲渡に当たって財産を所有できる法人格を取得していただくこととしております。

次に、「2 建物修繕等について」でございます。（1）の譲渡に当たっての建物修繕につきましては、市において、譲渡前に施設の安全性及び機能維持等に必要な修繕を実施いたします。（2）の譲渡後の建物修繕と解体等につきましては、自治会等が所有する施設と同様、伊勢市自治会集会所建設等補助金交付要綱による補助金の利用を可能といたします。なお、解体費用につきましては要綱を改正し、解体費用の2分の1が補助対象となるように考えております。

続きまして、「3 自治会等への譲渡が困難な場合の対応」でございます。この場合、公共施設としての用途は廃止をいたしますが、自治会等が引き続き施設を使用することを希望する場合は、管理主体変更により、建物が使用できる間は自治会等へ無償で貸し付けることができることとしております。管理主体変更に当たり、施設の安全性を確保するための修繕を市が行った上で自治会等へ貸付けを行います。その後の修繕は全て自治会等で行うこととします。

最後に、「4 譲渡等の時期について」でございます。自治会等における譲渡等の意思決定につきましては令和6年度中を基本としますが、意思決定に時間を要することが見込まれる場合には、令和9年度まで最長3年間延長できることとし、その後、事務手続及び建物修繕等を完了した後に譲渡することとしております。

なお下段には、参考といたしまして比較表を掲載しておりますので、御高覧賜りますようお願いいたします。

以上、「公民館等集会施設の譲渡等に関する方針（案）について」説明をさせていただきました。御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎岡田善行委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

少しお聞かせください。対象となる施設が38施設ありますが、所管する自治会の中で、現在ですね、法人格を有していない自治会は幾つほどあるのでしょうか。

◎岡田善行委員長

二見総合支所長。

●小森二見総合支所長

鈴木委員の御質問にお答えいたします。今回対象となります自治会数でございますが、まず37団体でございます。そのうち未設立は現在のところ、16自治会ということになっております。以上でございます。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

1番の(2)番で、法人格の説明があるんですけど、認可地縁団体等ということで「等」がつけられておるんですが、これ「等」は何を指すのでしょうか。

◎岡田善行委員長

二見総合支所長。

●小森二見総合支所長

認可地縁団体等の「等」でございますが、これは基本、認可地縁団体をまずは想定はいたしております。しかしながら法人格を持つものといまして、特定非営利活動法人、NPOでございます。あと、一般社団法人も可能であるということから、今回限定せずに記載をさせていただいたところですので。以上でございます。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

譲渡の対象が自治会等ということで、自治会、町会、区等ということになっておるんですけど、NPOなんかは対象になるんですかね。

◎岡田善行委員長

会議の途中ですが、午前11時まで休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 50 分

再開 午前 10 時 58 分

◎岡田善行委員長

休憩を解き再開いたします。

教育委員会事務局参事。

●沖塚教育委員会事務局参事

こちらの公民館施設部会の部会のほうとして、部会長をさせていただいておりますので私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほどの法人格を持つ団体の中で、基本的には認可地縁団体を想定して地域のほうには説明をさせていただいてあります。「等」ということを書かせていただいたからにはですね、もう認可地縁団体じゃなければですね、もうこの譲渡を受けられないのかというような質問もございましたので、その他法人格を持っていたら、基本認可地縁団体を想定しておりますが、そうじゃないといけないよということはないですという説明をさせていただきました。そういうのを含めて「等」と書かせていただきました。

今NPO法人というような形で、特定非営利活動法人のほうを例としてお出しをさせていただいたんですけど、こちらのほうにつきましてはですね、基本的に非営利活動法人として、自治会内で建物また土地を所有する法人格を持つ団体として、このようなことも、設立するというような形で、それに特化したNPO法人を立ち上げるということでしたら、それは法人格として認めますよという意味合いで今、答弁をさせていただいたところでございます。

基本的には地域の説明は、認可地縁団体という形をもとにお話をさせていただいてるということで御理解賜りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

◎岡田善行委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

1点確認だけさせてもらいたいと思うんですが、自治会がそういう施設を所有するために、NPO法人格を取るということは可能なんですか。そのほうがハードルが高いように思うんですけどいかがですか。可能なんですか。

◎岡田善行委員長

教育委員会事務局参事。

●沖塚教育委員会事務局参事

NPO法人の認可のほうの話になるかと思いますが、委員仰せのとおり基本的には、可能かどうかということにつきましては、可能かとは認識をしておりますが、そもそも土地建物を管理する法人格としては、地方自治法のほうで認可地縁団体という、法律のほうでございますので、そちらを中心に法人格を取っていただくということで説明もさせていただいているところでございます。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

NPOの資格を取るということは、自治会が、可能ということによろしいですね。それだけ確認させてください。

◎岡田善行委員長
教育委員会事務局参事。

●沖塚教育委員会事務局参事

条件等も確認、地域とも話をしながら、その趣旨で建物土地管理をしていただくNPOという形で取っていただければ可能というふうに認識しております。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それとですね1の(1)の中で、現行の用途を継承する場合は、建物も土地も無償で譲渡するということを書いてもらってあるんですけど、土地も無償譲渡ということでもいいんですね。ということは、将来的にですね、用途を廃止して、建物も解体して、更地にした場合に、自治会のほうで自由に処分できる、売却もできるということによって理解させてもらってよろしいですね。

◎岡田善行委員長
教育委員会事務局参事。

●沖塚教育委員会事務局参事

譲渡の場合、現行の用途を継承するという形で書かさせていただいております。中にはですね、防衛の施設等の補助も受けている施設もございますので、制限期間につきましては、別途譲渡契約の中で、その期間のほうを明記しながら地域のほうには、契約のほうを結ばさせていただく予定をしております。

委員御質問のとおりですね、その後につきましては、もちろん、自治会のものですので、そちらのほうで御活用いただくということは可能という形でお話をさせていただく予

定でございます。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

分かりました。補助金絡みの話も聞こうかなと思ったんですけど、先ほど話出たんですが、この補助金の期限も終わって、用途も廃止して、建物を除却した場合に、自治会のほうで売ってもいいということなんですよ。それで果たしていいんでしょうかね。普通土地については、一般的にですね無償貸与でもって、建物は譲渡してもいいんですけど、土地まで譲渡するということは、市としていいんですかね。そこだけ確認をさせてください。

◎岡田善行委員長
教育委員会事務局参事。

●沖塚教育委員会事務局参事

今回建物の譲渡という形で地域のほうには、説明をさせていただいた中でですね、土地についても、御質問をいただきました。そちらのほう、市の中でも協議をさせていただきまして、譲渡を受けていただく場合は土地もセットでという形で判断をさせていただきまして、今回の御提案の内容となっております。以上でございます。

◎岡田善行委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

最後です。さっき話が出たんですが、補助金絡みの部分は、国等におきましても全て整理をされているということで理解をさせてもらってよろしいですか。

◎岡田善行委員長
教育委員会事務局参事。

●沖塚教育委員会事務局参事

今回は防衛という形で補助のほうをいただいておりますので、そちらのほう、関係の防衛のほうともお話をさせていただきまして、内容のほうをまとめさせていただいた次第でございます。

◎岡田善行委員長
他にございませんか。
大西副委員長。

○大西要一副委員長

1点確認をさせていただきたいと思います。教育民生委員会、産業建設委員会のほうです、御回答いただいて、各施設です、建てた年数であるとか、構造であるとか、地域の自治会の形態等がですね、様々でありますので、今後ですね、今回の意見を持って個々に説明なりお話に行かれるということで、そこは安心したところでございます。

ただですね、先ほど鈴木委員も触れたんですが、譲渡に当たっての考え方の（1）のですね、現行の用途継承というのがですね、具体的にどのような形で地元で説明されたのか教えていただければと思うんですが。

◎岡田善行委員長

教育委員会事務局参事。

●沖塚教育委員会事務局参事

現行の用途につきましては、公民館等集会施設という意味合いでございます。この現行の用途という用語を使わせていただきましたのは、防衛等でも、現行の用途を条件とした上で譲渡が可能という表現になっていきますので、そちらのほうを有効に使わせていただいたというところでございます。

◎岡田善行委員長

大西副委員長。

○大西要一副委員長

以前ですね、少し説明をいただいた機会があったんですが、今回の38施設以外です、公民館と同じような形でですね、譲渡した場合は自由に使えるというふうにお聞きしたんですが、それは間違いないでしょうか。

◎岡田善行委員長

教育委員会事務局参事。

●沖塚教育委員会事務局参事

この38施設以外の市の自治会に対しての御質問ということでお答えをさせていただきたいと思います。今回、市民交流課のほうの先ほどの補助金につきましては、対象のほう指定していると思いますが、そちらの対象のほうにも、こちらのほうの解体の補助金等も使えるという内容で考えております。以上でございます。

◎岡田善行委員長

大西副委員長。

○大西要一副委員長

一般的な公民館と同じように使えると、38施設以外の公民館と同じように使っていいということで理解をさせてもらいたいと思うんですが、市の施設が民間に移るということなので、現状ですね、避難施設になっているところをどのような整理をされていかれるのかというのを教えていただきたいと思うんですが。

◎岡田善行委員長

危機管理部長。

●日置危機管理部長

この公民館等の施設につきましては、一般的には小中学校という指定避難所と、あと可能性がある話の中で、自治会の避難所ということになっております。

そちらのほうにつきましては、今後どのようにされるのかというふうなことについて、その扱いがどういうふうになるのかをいろいろ聞かさせていただきながらですね、今後も継続していかれるのかどうか、これは、実は自治会のほうから申請を受けてさせていただいているものでございますので、しっかり話を聞かさせていただいて、今後のことについてお話をさせていただきたいと、このように考えております。

◎岡田善行委員長

大西副委員長。

○大西要一副委員長

今後ですね、今ですね使ってみえる方々とお話をされるということで了解をいたしました。これからですね説明に入っていただく中でですね、地域の事情と、5年10年後の自治会を考えていただいて、お話をいただければと思います。ありがとうございます。

◎岡田善行委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【つり銭準備金の盗難に係る経過について《報告案件》】

◎岡田善行委員長

続いて報告案件に入ります。

「つり銭準備金の盗難に係る経過について」当局から報告をお願いいたします。

収納推進課長。

●天満収納推進課長

それでは、つり銭準備金の盗難に係る経過について、御手元の資料4に基づきまして御説明申し上げます。資料4を御覧ください。

1の経過及び現状に記載のとおり、令和5年3月14日に紛失が判明した収納推進課のつり銭準備金9万1,000円につきましては、令和5年3月20日、伊勢警察署へ盗難による被害届を提出させていただきまして、現在、警察にて捜査中でございます。

次に、2のつり銭準備金の補填につきましては、市が加入しております全国市長会公金総合保険へ盗難被害として保険金請求書を提出させていただきまして、被害全額分の保険金が令和5年6月1日に支払われました。これにより、現在、損害額は実質補填されているといった状況でございますが、令和4年度一般会計決算におきましては、盗難により現金9万1,000円が不足として調整させていただく予定でございます。

次に、3の公金管理の徹底につきましては、収納推進課においては、管理徹底の周知及び保管方法の見直しを図っております。また、つり銭準備金の交付を受けている所属においては、保管確認の徹底を図るとともに、月に1度確認結果を会計管理者へ報告することとしておりまして、その他の各所属においても、公金の取扱いに際し、所属長への通知並びに職員研修を行い、さらなる適正な管理に努めているところでございます。

以上、つり銭準備金の盗難に係る経過につきまして、御報告申し上げます。何卒よろしくお願い申し上げます。

◎岡田善行委員長

本件は報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いいたします。
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

少しお聞かせください。全額保険のほうで補填されるということは、理解をさせていただきました。被害届を出されてから5か月ほど経過しておるんですが、捜査の現状ですね、公表できる部分があれば教えていただきたいと思いますし、それまでも市内のほうで、調査なり検証もされてきたと思うんですが、その辺の状況も説明をいただきたいと思います。なぜかと言いますとこれ、盗難ということで限定をされておりますので、ちょっとその盗難という部分が理解できないんです。その辺いかがでしょうか。

◎岡田善行委員長

収納推進課長。

●天満収納推進課長

事件が起こりましてですね、まず市内のほうでも、聞き取りはさせていただきました。ただすぐにですね、警察のほうに御相談させていただきまして、警察によるですね状況確認、そういったものの上ですね、被害届というものを受理していただいたというところがございまして、盗難という表現で差し支えないのではないのかなというふうに考えているところでございます。

あとその状況でございますが、ちょっと、現在警察さんのほうにお任せしております。その状況についてはですね、捜査へのちょっと影響もありますので、大変もう恐縮ではございますが、詳細についてはちょっと差し控えさせていただきたいなという状況でございます。以上です。

◎岡田善行委員長
鈴木委員

○鈴木豊司委員

庁内で行った調査であったり検証という部分はどのようなことをされたのか、その辺説明いただけないですか。

◎岡田善行委員長
収納推進課長。

●天満収納推進課長

あまり詳細な部分になるとですね、個人のお話とかいろいろなものがありますが、基本的には可能性のある職員についてですね、ちょっとこちらのほうで聞き取りをさせていただいたというような状況です。

◎岡田善行委員長
鈴木委員

○鈴木豊司委員

それともう1点参考までにお聞きするんですが、庁舎内の防犯カメラの設置状況はどうなんでしょう。

◎岡田善行委員長
資産経営部参事。

●丸山資産経営部参事

今現在ですね、各入り口を監視するような形で設置をいたしておりますが、各フロアの廊下、また執務室内については、今設置について検討を進めているところでございます。以上でございます。

◎岡田善行委員長
他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【戸籍住民課窓口業務の民間委託業者の決定について《報告案件》】

◎岡田善行委員長

次に、「戸籍住民課窓口業務の民間委託業者の決定について」当局から報告をお願いいたします。

戸籍住民課長。

●丸山戸籍住民課長

それでは、戸籍住民課窓口業務の民間委託業者の決定についてを御報告申し上げます。資料5を御覧ください。

窓口業務の委託につきましては、令和3年1月からスタートし、本年12月末をもって、3年間の委託期間が終了いたしますことから、このたび新たに委託事業者を選定したものでございます。

選定の経過でございますが、5月8日に募集を開始し、5月22日に募集を締め切りました。6月27日に第1回選定委員会を開催し、審査基準等について協議を行い、7月19日には提案業者2社による公開プレゼンテーションを実施し、業者の選定を行い、選定の結果、最適者として、株式会社ニチイ学館を選定し、8月中に契約の予定となっております。契約期間は令和6年1月から令和8年12月末までの3年間となります。

以上、「戸籍住民課窓口業務の民間委託業者の決定について」の報告でございます。よろしく御願い申し上げます。

◎岡田善行委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【賓日館の指定管理について《報告案件》】

◎岡田善行委員長

次に、「賓日館の指定管理について」当局から報告をお願いいたします。

二見総合支所長。

●小森二見総合支所長

それでは賓日館の指定管理について御説明させていただきます。資料6を御高覧ください。

最初に、1の対象施設の名称及び所在地でございますが、二見町茶屋にあります、賓日館でございます。

続きまして、2の指定管理期間でございますが、現行第4期でございますが、本年度末

までの5年間となっております。それをですね、次の第5期でございますが、令和7年度末までの2年間ということに変更となります。

続いて、3の指定期間の変更及び指定管理者でございますが、第5期の指定管理期間というのは従来どおり本来であればですね、5年間のところなんですけども、令和8年度から賓日館の耐震改修工事、これが始まります。それによりまして第5期の指定管理期間を2年と短縮するところでございます。また、指定管理者に関しましては、従来どおり非公募で現行の指定管理者を指定することといたしております。

最後に指定管理の状況でございますが、指定管理者は現在、NPO法人二見浦・賓日館の会で、指定管理料は5年間で3,710万8,337円でございます。

また年間利用者数につきましては参考として資料のほうに記載させていただいております。

以上賓日館の指定管理についての御説明でございました。よろしくお願いたします。

◎岡田善行委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【所管事業の令和5年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について】

◎岡田善行委員長

次に、「所管事業の令和5年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」を御協議願います。

本件につきましては、主要な事業について、常任委員会別に執行機関から事業の進捗状況や予算の執行状況等について例年報告を受けております。

昨年度は11月24日に実施し、6事業について報告をいただきました。過去の選定事業については、資料7-1、年度別選定事業表のとおりです。

今年度も5事業程度を選定し、12月定例会までに実施することとしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

今後の進め方でございますが、委員の皆様から報告の対象としたい事業がありましたら9月6日水曜日までに正副委員長、または事務局の担当書記へ御連絡をお願いしたいと思います。

参考として、資料7-2、令和5年度歳出予算款別説明表を配付させていただいております。委員から希望された事業等、正副委員長において5事業程度を選定し、9月定例会中の常任委員会で決定したいと思います。併せて閉会中の継続調査の申出も決定したいと思います。

この件について、委員の皆さんから何か御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、本件については5事業程度を調査することとし、当局から報告をいただく事業の選定については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会いたします。

閉会 午前11時20分